

## 第365回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

### （報告案件）

- 1 関西広域連合規約の変更
- 2 当せん金付証券の発売
- 3 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区檜山高架橋上部工事請負契約の変更
- 4 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の変更
- 5 兵庫県総合衛生学院建築工事請負契約の変更
- 6 県営新多聞住宅建築工事請負契約の変更
- 7 県営明石大久保南住宅第 2 期建築工事請負契約の変更
- 8 一般国道 429 号榎峠バイパス榎峠トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結
- 9 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務請負契約の締結
- 10 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立嬉野台生涯教育センター）
- 11 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬文教府）
- 12 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立西播磨文化会館）
- 13 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路文化会館）
- 14 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立こどもの館）
- 15 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県中央労働センター及び兵庫県立姫路労働会館）
- 16 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波年輪の里）
- 17 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立三木総合防災公園）
- 18 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅西区・明舞地区）
- 19 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅阪神北地区）
- 20 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅中播磨地区）

### （専決処分報告案件）

- 1 専決処分の承認（鳴尾橋費用負担請求訴訟）
- 2 専決処分の承認（天神川氾濫災害補償）

令和 5 年 12 月 (定 例)

第365回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 1)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

# 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 総 務 関 係 .....     | 3  |
| 産 業 労 働 関 係 ..... | 9  |
| 建 設 関 係 .....     | 11 |

## 第105号議案 関西広域連合規約の変更

関西広域連合が処理する事務のうち、奈良県に係るものについては、一部の事務に限定して処理していたが、今後の事務の取組の実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、全ての事務を処理することとするとともに、併せて外客来訪促進計画に関する事務の規定整備を行うこととし、関西広域連合規約中の関係部分について所要の整備を行う。

### 1 変更の概要

#### (1) 奈良県全部参加に係る規約改正

奈良県の、「広域防災」（規約第4条第1項第2号）、「広域観光・文化・スポーツ振興」（同項第3号）の2分野への参加から全事務への参加に伴い規約を改正（規約第4条第2項、第8条、別表）する。

#### (2) 広域連合の処理する事務に係る規定整備

「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」において、都道府県は外客来訪促進計画を定めることができると規定されており、これを関西広域連合で処理する事務としていた。

法律の改正により、外客来訪促進計画の策定主体が地方運輸局、都道府県、市町村等が参加する協議会に変更されたことから、外客来訪促進計画に係る条項を除くなど規定を整備（規約第4条第1項）する。

### 2 施行期日

広域連合長が規則で定める日

## 第106号議案 当せん金付証券の発売

当せん金付証券（宝くじ）の令和6年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

## 第114～118号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称             | 指 定 管 理 者   | 指定の期間                      |
|-----------------|---|----------------------------|
| 兵庫県立嬉野台生涯教育センター | 兵庫県養父市丹戸896番地2<br>嬉野台生涯教育センターマネジメントグループ<br>(代表者)<br>株式会社MEリゾート但馬<br>代表取締役 一ノ本 智毅<br>(構成員)<br>一般社団法人 日本体験教育研究所<br>代表理事 岡本 俊祐<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役社長 木村 昌平   | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|                 | [指定理由]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に関する提案について、他の類似施設での運営実績を生かした豊富な提案があること、施設を企業研修で利用させる等、これまでにない施設活用の提案があり、新たな利用者獲得に期待ができる。</li> <li>・野外活動について、構成団体の専門的知見や類似施設での運営経験を生かしたさらなる施設活用の提案があり、利用者増に期待できる。</li> <li>・食堂を直営により運営する等施設の維持管理について内製化を図るとともに、食堂を収益事業とすることで宿泊施設等への投資に充てるとの提案があり、効率的、効果的な運営が期待できる。</li> <li>・構成団体が旅行業事業者であることを生かした送客の実施や集客プログラムの提案があり、新たな集客への期待ができる。</li> <li>・マルチスキルを有する人材を育成するとの提案から、スタッフの誰もが何にでも対応できる体制によるサービスの向上が期待できる。</li> </ul> |                            |

| 名 称         | 指 定 管 理 者   | 指定の期間                      |
|-------------|---|----------------------------|
| 兵庫県立但馬文教府   | 養父市八鹿町八鹿113-1<br>全但バス株式会社<br>代表取締役 村上 宣人  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|             | <p>[指定理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・但馬地域の地域課題を十分認識し、地域とのネットワークを生かした提案があった。具体的には、地域のニーズを踏まえた着実な事業展開はもとより、県芸術文化観光専門職大学との連携協定を活用した施設活用や事業の提案があり新たな事業展開が期待できる。</li> <li>・生涯学習についても、多世代を対象とし、地域資源の活用や観光団体とのネットワークを生かした提案があり、新たな集客に期待できる。</li> <li>・バスの活用や但馬地域在住社員による広報活動が可能との提案により、地元への効果的広報が期待できる。</li> </ul> |                            |
| 兵庫県立西播磨文化会館 | 姫路市西駅前町1番地<br>西播磨文化会館管理運営コンソーシアム<br>(代表者)<br>神姫バス株式会社<br>代表取締役社長 長尾 真<br>(構成員)<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役社長 木村 昌平<br>神姫トラストホープ株式会社<br>代表取締役社長 切原 慎治  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|             | <p>[指定理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表事業者は、地域振興の専門部署をもち、地域課題を認識し、地域とのネットワークを生かした事業展開が期待できる。</li> <li>・類似施設である市民センター等を複数運営し、数多くの講座を開催しており、これらを生かした生涯学習の提案があり、ネットワークを生かしたこれまでにない新たな生涯学習の展開が期待できる。</li> <li>・自社の強みであるバスを利用した広報や移動中の生涯学習講座の提案により新たな施設利用に期待ができる。</li> </ul>                                    |                            |

| 名 称        | 指 定 管 理 者  | 指定の期間                      |
|------------|--|----------------------------|
| 兵庫県立淡路文化会館 | 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号<br>淡路文化会館マネジメントパートナーズ<br>(代表者)<br>株式会社ワールドインテック<br>代表取締役 伊井田 栄吉<br>(構成員)<br>株式会社クラウドイト<br>代表取締役 義本 宰<br>特定非営利活動法人 生涯学習サポート兵庫<br>理事長 山崎 清治  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|            | [指定理由]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で多世代を対象とした生涯学習を中心に取り組む事業者を構成団体とし、地域の子育て支援団体との連携実績を生かした生涯学習の提案があり、新たな利用者層に期待ができる。</li> <li>・ 賑わいがある施設周辺の状況や地域連携について、よくリサーチし、従来の文化会館の枠を超えた利用者層の取り込みが期待できる。</li> <li>・ 直営の維持管理職員を配置することにより、維持管理費の圧縮による事業費の充実を図る提案があり、効果的かつ効率的な運営が期待できる。</li> </ul> |                            |



| 名 称       | 指 定 管 理 者   | 指定の期間                      |
|-----------|---|----------------------------|
| 兵庫県立こどもの館 | 姫路市花田町一本松字牛塚1番地の1<br>こどもみらいクリエイト共同事業体<br>(代表者)<br>神姫トラストホープ株式会社<br>代表取締役社長 切原 慎治<br>(構成員)<br>株式会社小学館集英社プロダクション<br>代表取締役社長 都築 伸一郎<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役社長 木村 昌平<br>神姫バス株式会社<br>代表取締役社長 長尾 真<br><br>[指定理由]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数の児童館等指定管理施設の運営に加え、幼児教育・青少年健全育成に係る事業や文部科学省・厚生労働省との連携等の豊富な実績を踏まえた、円滑な事業推進と安定的な運営が期待できる。</li> <li>・ こどもの創造活動をより高めるための、ゲーム要素を取り入れた遊びや運動のプログラム実施などの取組に加え、施設の価値を高めるための情報・魅力発信の積極的展開など、共同事業体のメリットを生かした専門性と創意工夫に優れた提案である。</li> </ul> | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |

## 産 業 労 働 関 係

### 第119号議案～120号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称                     | 指 定 管 理 者   | 指定の期間                      |
|-------------------------|---|----------------------------|
| 兵庫県中央労働センター及び兵庫県立姫路労働会館 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・大林ファシリティーズ株式会社グループ<br>(代表者)<br>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会<br>理事長 竹村 英樹<br>(構成員)<br>大林ファシリティーズ株式会社<br>取締役常務執行役員大阪支店長<br>松井 秀雄   | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|                         | [指定理由]<br>・労使団体等とのネットワークの構築や、労使の参画を得た「ワンコインカレッジ」の開催など、勤労者の福祉の向上という施設の設置目的を踏まえた幅広い提案がなされている。<br>・夜間（18時～21時）利用料金の減額による夜間利用の促進、老朽化した施設の予防保全を基本とする計画的な保守管理の実施など、課題に応じた適切な提案がなされている。<br>・現行の指定管理者として、良好な指定管理業務の実績があり、適切な管理運営が期待できる。 |                            |

| 名 称        | 指 定 管 理 者  | 指定の期間                      |
|------------|--|----------------------------|
| 兵庫県立丹波年輪の里 | 丹波市柏原町柏原5600番地<br>公益財団法人兵庫丹波の森協会<br>理事長 酒井 隆明  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|            | <p>[指定理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アート・クラフトフェスティバル」をはじめとする、地域団体や行政等と連携した多様なイベントの実施など、施設の効果的な活用や地域活性化への取組についての適切な提案がなされている。</li> <li>・現行の指定管理者として、良好な指定管理業務の実績があり、適切な管理運営が期待できる。</li> <li>・木工講座の開催や、「木とふれあい・木に学び・木と生きる」木育活動など施設の特徴的な機能を活かした取組が提案されており、SNS等を活用した更なる情報発信の強化、木育活動の拡大等により、今後も施設の利活用が期待できる。</li> </ul> |                            |

# 建設関係

## 第107号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区かしやま檜山高架橋上部工事 請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第170号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区かしやま檜山高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区かしやま檜山高架橋上部工事

### 2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1, 134, 452, 000円   | 1, 244, 558, 700円   | 110, 106, 700円      |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 103, 132, 000円      | 113, 141, 700円      | 10, 009, 700円       |

### 3 契約の相手方

神戸市中央区御幸通6丁目1番15号

日本ピーエス・川田建設特別共同企業体

(代表者)

株式会社日本ピーエス 神戸営業所

所長 野波 秋成

(構成員)

川田建設株式会社 神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

### 4 変更の理由

「令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和5年2月27日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

## 第108号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事請負契約の変更

第363回兵庫県議会において議決のあった、第75号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事

### 2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 721,600,000円        | 758,397,200円        | 36,797,200円         |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 65,600,000円         | 68,945,200円         | 3,345,200円          |

### 3 契約の相手方

尼崎市西川二丁目15番13号

極東興和株式会社 兵庫営業所

所長 中村 和暉

### 4 変更の理由

「令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和5年2月27日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

そうごうえいせいがかいん

## 第109号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第207号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院建築工事

2 契約金額

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 2,739,000,000円      | 3,215,341,800円      | 476,341,800円        |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 249,000,000円        | 292,303,800円        | 43,303,800円         |

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通3丁目1番19号

だいほう しんこうこうさん まただ  
大豊・神鋼興産・益田特別共同企業体

(代表者)

だいほうけんせつ  
大豊建設株式会社神戸営業所

所長 かしわ かずなり  
柏 和成

(構成員)

- ・ TC神鋼不動産建設株式会社  
代表取締役社長 たかね はじめ  
高根 一
- ・ 株式会社益田工務店  
取締役社長 ながい かんじ  
永井 完次

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

## 第110号議案 しんたもん 県営新多聞住宅建築工事請負契約の変更

第351回兵庫県議会において議決のあった、第103号議案 県営新多聞住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

県営新多聞住宅建築工事

### 2 契約金額

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1,571,900,000円      | 1,660,345,500円      | 88,445,500円         |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 142,900,000円        | 150,940,500円        | 8,040,500円          |

### 3 契約の相手方

神戸市西区<sup>おおつわ</sup>大津和1丁目6番地の2

<sup>かんけん まるしょうとくべつきょうどうきぎょうたい</sup>関建・丸正特別共同企業体

(代表者)

<sup>かんさいけんせつこうぎょう</sup>関西建設工業株式会社

代表取締役 <sup>ひらおか ゆうすけ</sup>平岡 勇介

(構成員)

<sup>まるしょうけんせつ</sup>丸正建設株式会社

取締役社長 <sup>きたなみ こういち</sup>北浪 孝一

### 4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

あかしおおくほみなみ

第111号議案 県営明石大久保南住宅第2期建築工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第217号議案 県営明石大久保南住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営明石大久保南住宅第2期建築工事

2 契約金額

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1,006,500,000円      | 1,028,464,800円      | 21,964,800円         |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 91,500,000円         | 93,496,800円         | 1,996,800円          |

3 契約の相手方

姫路市下寺町101番地

平錦・永岡特別共同企業体

(代表者)

平錦建設株式会社

代表取締役 勝間 功雄

(構成員)

株式会社永岡組

代表取締役 永岡 準司

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。



# 第112号議案 一般国道429号<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>バイパス<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>トンネル（仮称）建設工事 請負契約の締結

一般国道429号<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>バイパス<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

## 1 工事名

一般国道429号<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>バイパス<sup>えのきとうげ</sup>榎峠<sup>えのきとうげ</sup>トンネル（仮称）建設工事

## 2 契約金額

2,211,220,000円

## 3 契約の相手方

西宮市<sup>しおせちょうなま</sup>塩瀬町<sup>せ</sup>生瀬1131番地

森・中村・宇都宮特別共同企業体

（代表者）

株式会社森組 阪神営業所

所長 <sup>ひうら</sup>日浦 <sup>ゆたか</sup>豊

（構成員）

合資会社中村組

代表社員 <sup>なかむら</sup>中村 <sup>たくや</sup>琢弥

宇都宮建設株式会社

代表取締役 <sup>うつのみや</sup>宇都宮 <sup>ひでいち</sup>秀市

## 4 工事の概要

### (1) 施工場所

丹波市<sup>なかさじ</sup>青垣町中佐治

### (2) 工事内容

施工延長 L=567.5m 幅員 W=6.0(7.0)m

### (3) 工期

令和8年3月25日限り

## 5 入札の状況

### (1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

### (2) 入札参加者数

12者（ほか失格等2者）

### (3) 最低入札金額

2,211,220,000円

### (4) 最高入札金額

2,398,000,000円

## 第113号議案 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務請負契約の締結

淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

### 1 工事名

淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務

### 2 契約金額

1,815,000,000円

### 3 契約の相手方

大阪市中央区本町三丁目5番7号

しみず いずも  
清水・出雲特別共同企業体

(代表者)

清水建設株式会社関西支店  
専務執行役員支店長 山下 浩一

(構成員)

株式会社出雲建設  
代表取締役 出雲 津芳

### 4 工事の概要

#### (1) 施工場所

淡路市夢舞台4番地

#### (2) 工事内容

温室大規模修繕工事 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 延べ面積6,721㎡  
空調・防災等設備の更新、漏水対策等

#### (3) 工期

令和7年3月10日限り

### 5 入札の状況

#### (1) 選定方式

公募型プロポーザル

※提案内容を評価して事業者を選定

#### (2) 参加者数

1者

#### (3) 選定理由

現場に残置された多種多様な植物に配慮した提案であることに加え、高度な技術の導入やICTの活用による、SDGsやコスト縮減、安全管理等への対応が見られるため。

## 第121～124号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称          | 指 定 管 理 者   | 指定の期間                              |
|--------------|---|------------------------------------|
| 兵庫県立三木総合防災公園 | <p>明石市明石公園1番27号<br/>みきぼう協働パートナーズ<br/>(代表者)<br/>公益財団法人兵庫県園芸・公園協会<br/>理事長 伊藤 裕文<br/>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美津濃株式会社<br/>代表取締役社長 水野 明人</li> <li>・一般社団法人兵庫県サッカー協会<br/>会長 林 啓司</li> <li>・一般社団法人兵庫県テニス協会<br/>会長兼代表理事 滑川 琢也</li> </ul>   | <p>令和6年4月1日から<br/>令和11年3月31日まで</p> |
|              | <p>[指定理由]</p> <p>維持管理業務において、高い管理水準を維持するための具体的な作業計画や広域防災拠点業務の平常時業務の実施方針が明確に示されている。</p> <p>また、運営管理業務においても、国際大会誘致やプロスポーツ選手育成、多世代を対象とした運動プログラムやイベントの開催、地域の資源を生かしたツーリズムの展開など活力あふれる地域づくりに資する提案や防災イベントの開催など防災意識を高める安全安心な地域づくりに資する提案、管理運営協議会や地域の団体との連携など持続可能なマネジメントの推進に資する提案など、多様な取組の提案がされている。</p> <p>さらに、県の広域防災拠点として、防災業務に必要となる人員が早急に参集できる体制が明示された。また、長期間及ぶ災害時業務に対応できる交代要員の派遣体制も記載されており、広域防災拠点業務が確実に実施できる体制が確保されている。</p> |                                    |

|                                   |  |                            |
|-----------------------------------|--|----------------------------|
| 兵庫県営住宅西区・明舞地区（神戸市西区・垂水区・明石市）      | 神戸市中央区脇浜町二丁目8番20号<br>TC神鋼不動産サービス株式会社<br>代表取締役社長 松村 勝教  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|                                   | <p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 新規入居目標戸数の達成に向けて、季節要因を考慮した効果的な募集や、常時募集団地のPR方法の改善などによる、効果的な事業実施が期待できる。</p> <p>(2) 集会所へのWi-Fi環境の整備や、内作による補修の実施など、住民サービスの向上に寄与する提案となっている。</p> <p>(3) 専用LINEによる情報提供や、親子で楽しむことができるイベントの開催など、子育て世帯に向けて具体的かつ実現可能な提案となっている。</p>                              |                            |
| 兵庫県営住宅阪神北地区（伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町） | 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役社長 木村 昌平  | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|                                   | <p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 新規入居目標戸数の達成に向けて、VRドールハウスの導入によるミスマッチの解消や、賃貸住宅検索サイトを活用した広報などによる、効果的な事業実施が期待できる。</p> <p>(2) 高齢者や妊産婦等への健康相談ダイヤルの常設や、オートコールによる高齢者安否確認など、住民サービスの向上に寄与する提案となっている。</p> <p>(3) 民間事業者のノウハウを活かしたリノベーションを県に提案するなど、子育て世帯に向けて具体的かつ実現可能な提案となっている。</p>              |                            |
| 兵庫県営住宅中播磨地区（姫路市・神河町・市川町・福崎町）      | 神戸市中央区下山手通四丁目18番2号<br>株式会社兵庫県公社住宅サービス<br>代表取締役社長 高月 建守   | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
|                                   | <p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 新規入居目標戸数の達成に向けて、空家補修箇所への精査による空き住戸期間の短縮や、空家補修費の低減による募集戸数の確保など、効果的な事業実施が期待できる。</p> <p>(2) 休日夜間であっても緊急案件は原則30分以内に現場対応を行うなど、入居者のニーズを踏まえた住民サービスの向上に寄与する提案となっている。</p> <p>(3) 集会所等を活用した絵本の読み聞かせや、地元ボランティア団体と連携したイベントの開催など、子育て世帯に向けて具体的かつ実現可能な提案となっている。</p> |                            |

## 報第1号 専決処分の承認

神戸地方裁判所令和元年（行ウ）第40号、令和2年（行ウ）第15号、令和3年（ワ）第1254号 道路法58条1項に基づく費用負担命令処分等取消請求事件、道路法58条1項に基づく費用負担命令処分及び納付督促処分に対する取消請求事件、船舶所有者等責任制限手続における査定の裁判に対する異議事件について、令和5年10月31日、判決の言渡しがあり、この判決を不服として、控訴する必要を生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和5年11月13日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

### 1 事件の概要

平成30年台風21号の強風により、鳴尾沖に錨泊していた非自航箱型土運船が走錨して県道芦屋鳴尾浜線の鳴尾橋に衝突して橋梁を損傷したため、県が当該橋梁について復旧工事を実施し、当該復旧工事に要した費用について相手方に対し費用負担命令を発し、納付を督促したところ、当該費用負担命令及び納付督促処分が違法であるとして相手方から取消訴訟が提起された。

同訴訟について、令和5年10月31日判決の言渡しがあり、この判決を不服として控訴した。

### 2 控訴の相手方及び内容

#### (1) 控訴の相手方

大阪府高石市綾園3丁目4番18号  
海洋開発興業株式会社

#### (2) 控訴の内容

原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、同部分に係る被控訴人のいずれの請求も棄却するとの判決を求める。

## 報第2号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和5年11月14日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

### 1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

### 2 和解

上記災害についての和解

質 疑 ・ 質 問 順

( 第 3 6 5 回 定 例 会 )

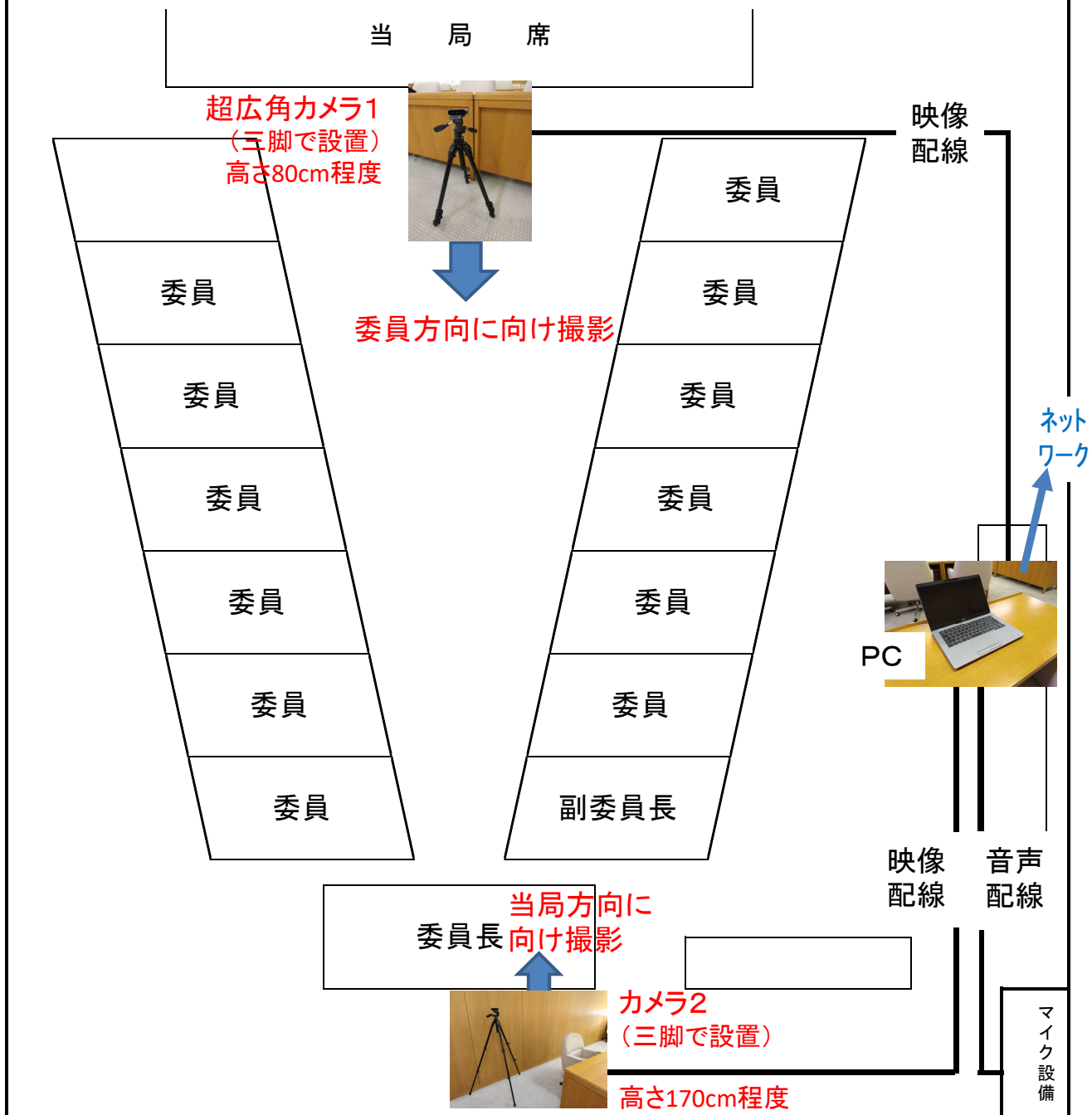
| 月 日 / 区 分                |         | 順 序     |           |         |            |         |
|--------------------------|---------|---------|-----------|---------|------------|---------|
|                          |         | 1       | 2         | 3       | 4          | 5       |
| 第 1 日<br>12 月 6 日<br>(水) | 代 表 質 問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) |         |
| 第 2 日<br>12 月 7 日<br>(木) | 一 般 質 問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) | (自 民 党) |
| 第 3 日<br>12 月 8 日<br>(金) | 一 般 質 問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (自 民 党) | (公 明 党)    | (自 民 党) |

**※一般質問については試案**





# 常任委員会室配信機器設置イメージ図



「委員会におけるお茶の提供について」  
会派意見（再検討後）

| 会派名          | 内容  |
|--------------|---|
| 自民党          | <p>（修正案）<br/>お茶の提供を廃止する。マイボトル（お茶・水に限る）は委員長の許可を得ることとし、お茶・水（ペットボトル・紙パック）の持込みは各委員の判断に任せる。<br/>一方、管内視察時は熱中症や容器洗浄等の観点から従前通りの取扱とする。</p> |
| 維新の会         | <p>マイボトルの中身の話まで議論が広がっているが、そもそもの提案の趣旨は、SDGsの推進の観点からである。その趣旨に立ち返り、紙パックのお茶を廃止し、そのかわりにマイボトルの持込みを可としたい。</p>                            |
| 公明党          | <p>前回意見と同じ</p> <p>（10/23意見）<br/>委員会におけるお茶の提供は廃止し、各自でマイボトルの持込みも含めて用意すればいいと考える。</p>   |
| ひょうご<br>県民連合 | <p>お茶の提供は廃止するが、マイボトルに限らず、議員の自主判断とする。</p>  |
| 共産党          | <p>前回と同様。</p> <p>（委員会では出されるお茶については廃止して、マイボトル等を推奨すること。）</p>  |

「委員会、本会議に置ける携帯電話の持ち込みについて」  
会派意見（再検討後）

| 会派名          | 内容  |
|--------------|---|
| 自民党          | <p>（変更なし）<br/>議場への私物の持ち込みは制限されているところであり、安易に拡大するべきではない。</p>  |
| 維新の会         | <p>12月の本会議も公館で開催されることになり、やはり緊急時のリスクヘッジとして携帯電話の持ち込みを可としたい。</p>   |
| 公明党          | <p>前回意見と同じ</p> <p>（10/23意見）<br/>委員会、本会議における携帯電話の取り扱いはこれまで通りが良いが、公館でもタブレット端末で調べたいことを検索出来るようWi-Fi環境を整えるべきではないか。</p> |
| ひょうご<br>県民連合 | <p>着信音等の管理を徹底すれば、特段問題ない考える。</p>   |
| 共産党          | <p>前回と同様。</p> <p>（他府県の状況や議場での必要性等を鑑みても、現段階で、携帯電話の持ち込みを可とする必要はない。</p>  |

「各種会議における少数会派の扱い」  
会派意見

| 会派名          | 内容  |
|--------------|---|
| 自民党          | 少数会派の取扱を変更する特段の理由が生じたとは考えておらず、従来通りで良いと考える。  |
| 維新の会         | 議会全体の合意形成のため、一定の取扱いは必要と考えるため、現状通りで差し支えない。   |
| 公明党          | 代表者会議及び各会派政務調査会長会の参加者は所属議員数が4名以上の会派とされているため、これまで同様の取り扱いとすべき。<br>また、少数会派及び無所属議員の各会派政務調査会については、政務調査の活性化と当局の負担等を考慮した効率化の観点から合同開催としており、これまで同様の取り扱いとすべき。 |
| ひょうご<br>県民連合 | 議会運営委員会における交渉団体の扱いと同様、一定の差を設けることは合理性があると考えます。   |
| 共産党          |   |

「請願者の請願趣旨を、より議会に反映させる手立て」  
会派意見

| 会派名          | 内容   |
|--------------|--|
| 自民党          | 兵庫県議会会議規則第89条で請願は文書によることとされており意見陳述によるのではなく、請願者の意図を書面に的確に表すべきである。また効率的な議会運営の観点からも意見陳述は不要と考える。                                     |
| 維新の会         | これまでに検討済みであり、状況は変化しておらず、改めての検討は不要と考える。   |
| 公明党          | 趣旨説明は、必要であれば請願者ではなく紹介議員が行えばよい。また、趣旨は請願文書に余すところなく記載すべきことであり、特に必要であれば個々に趣旨を確認すれば足りる。さらに、請願者を参考人として招致することは可能であり、特に必要であれば現行制度で対応できる。 |
| ひょうご<br>県民連合 | 議会は代議制の観点で成り立っていることはもとより、請願者の意図する内容を書面で確認できることから、意見陳述等の必要はない。  |
| 共産党          |  |